

## 4.7 糸魚川市社会福祉協議会介護センターにじ第一号 訪問事業（訪問介護相当サービス）運営規程

平成28年3月28日制定  
糸社協規程第 56 号

### （事業の目的）

第1条 糸魚川市社会福祉協議会介護センターにじ（以下「事業所」という。）が行う糸魚川市介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問事業（訪問介護相当サービス）（以下、「訪問介護相当サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、訪問介護相当サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問介護相当サービスの提供を確保することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 利用者的心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 訪問型サービスを実施するにあたり、必要に応じて利用者的心身の状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めたサービス計画書を作成し、実施状況の把握及びその結果を指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）へ報告することとする。

3 訪問介護相当サービスの実施にあたっては、利用者的心身の機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者等ができるることは要支援者等が行うこととしたサービス提供に努める。

4 前項のほか、糸魚川市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### （事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 糸魚川市社会福祉協議会 介護センターにじ

（2）所在地 新潟県糸魚川市押上2丁目9番65号

### （従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1人

従事者および業務の管理を一元的に行うとともに、訪問介護相当サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（2）サービス提供責任者 4人以上

訪問介護相当サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、必要に応じてサービス計画書の作成等を行う。

(3) 訪問介護員 常勤換算で20人以上

訪問介護員等は、サービス計画書等に基づき訪問介護相当サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする。

(2) 営業時間 午前7時から午後9時までとする。

(訪問介護相当サービスの内容)

第6条 事業所で行う訪問介護相当サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 訪問介護相当サービス計画の作成

(2) 生活援助に関する援助

(3) 身体介護に関する内容

(利用料その他の費用の額)

第7条 訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、「糸魚川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」上の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、糸魚川市の全域とする。

(事業提供にあたっての留意事項)

第9条 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 訪問介護相当サービスの提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容を確認する。

3 訪問介護相当サービスの提供を行う訪問介護員等は、当該介護の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、従事者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。

(緊急時の対応等)

第10条 訪問介護員等は、訪問介護相当サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡する。

2 報告を受けた管理者は、訪問介護員等と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び糸魚川市等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

3 事業所は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第12条 訪問介護相当サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

(秘密保持)

第13条 訪問介護員等は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、訪問介護員等の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業所は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならぬ。

(記録の整備)

第14条 事業所は、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) サービス計画書
- (2) 提供したサービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

附 則（平成28年3月28日）

この運営規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月29日）

この運営規程は平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年6月26日）

この運営規程は平成30年6月26日から施行する。

附 則（令和6年1月1日）

この運営規程は令和6年1月1日から施行する。